

平成29年1月15日
国土交通省中部地方整備局
北勢国道事務所

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道25号
(三重県亀山市関町萩原～伊賀市柘植町地先)間を区間指定します。

大雪による重大な交通障害の発生を防止し、緊急車両の通行を確保することを目的として災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

1. 路線名・指定する区間

路線名	指定する区間
国道25号 (名阪国道)	三重県 <small>かめやま</small> 亀山市 <small>せきちょうはぎわら</small> 関町萩原地先(2.7kp)～伊賀市 <small>いが</small> 柘植町 <small>つげまち</small> 地先(16.8kp)

2. 配布先

三重県政記者クラブ、亀山市政記者室、伊賀市政記者会
四日市市政記者クラブ、桑名市政記者クラブ

3. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 北勢国道事務所

管理課長 作田 豊彦

TEL:0595-82-1312 FAX:0595-83-1319

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)